

令和4年第10回 福岡市早良区選挙管理委員会

令和4年6月30日（木） 午前10時～
早良区役所 応接室

議 題

- 1 福岡市早良区選挙管理委員会委員長の選挙について…………… P. 1
- 2 福岡市早良区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について…………… P. 2
- 3 報告事項
報告事項1 福岡市早良区選挙管理委員の異動について…………… P. 3
報告事項2 福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について…… P. 4
- 4 そ の 他
(1) 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の選出について…………… P. 5
(2) 今後の委員会開催予定について…………… P. 8

福岡市早良区選挙管理委員会委員長の選挙について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第1項の規定により、委員の中から委員長を選挙する。

1 委員長氏名 _____

2 選挙年月日 令和4年6月30日

【 根 拠 】

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第2条 委員長の選挙は、無記名投票で行ない、最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで定める。

2 委員中に異議がないときは、前項の選挙につき指名推せんの方法を用いることができる。

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

(委員長の臨時職務代理)

第7条 委員長の選挙を行なう場合において、委員長の職務を行なう者がいないときは、年長の委員が臨時に委員長の職務を行なう。

福岡市早良区選挙管理委員会の委員長職務代理者の指定について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、地方自治法第187条第3項及び福岡市区選挙管理委員会規程第4条の規定により、委員長が委員長職務代理者を指定する。

1 委員長職務代理者氏名 _____

2 指定年月日 令和4年6月30日

【 根 拠 】

○地方自治法

(委員長)

第187条 選挙管理委員会は、委員の中から委員長を選挙しなければならない。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の指定する委員がその職務を代理する。

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の職務代理者の指定)

第4条 委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理する委員をあらかじめ指定しておかなければならない。

報告事項 1

福岡市早良区選挙管理委員の異動について

次のとおり、福岡市早良区選挙管理委員に異動があった旨を告示するもの。

令和4年6月30日

福岡市早良区選挙管理委員会
委員長

- 1 退職 別紙のとおり
- 2 就任 別紙のとおり

【 根 拠 】

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員の異動の手続)

第6条 委員に異動があつたときは、委員会は、直ちにその者の住所及び氏名を告示しなければならない。

報告事項 2

福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名について

選挙された福岡市早良区選挙管理委員会委員長の住所及び氏名を次のように告示するもの。

令和 4 年 6 月 30 日

福岡市早良区選挙管理委員会
委 員 長

- 1 委員長の住所及び氏名 別紙のとおり

【 根 拠 】

○福岡市区選挙管理委員会規程

(委員長の選挙)

第 2 条

3 委員長が選挙されたときは、委員会は、その住所及び氏名を告示しなければならない。

そ の 他

(1) 福岡市早良区明るい選挙推進協議会委員の選出について

令和4年6月29日任期満了に伴い、新たに選挙管理委員が選挙されたので、福岡市早良区明るい選挙推進協議会運営規約第3条第2項に基づき、委員の中より協議会委員を2名選出する。

福岡市早良区明るい選挙
推進協議会委員氏名 _____

福岡市早良区明るい選挙
推進協議会委員氏名 _____

※ 参 考

○これまでの明るい選挙推進協議会委員には、委員長と、委員長職務代理者以外の委員2名が選出されております。

【福岡市早良区明るい選挙推進協議会運営規約】

（目 的）

第1条 この規約は、選挙が選挙人の自由に表明する意志によって明るく行われるように、常にあらゆる機会を通じて福岡市早良区民の政治意識の向上に努め、もって民主政治の健全な発達を図ることを目的に設置する「福岡市早良区明るい選挙推進協議会（以下「協議会」という。）」の運営に関し必要な事項を定める。

（事 業）

第2条 協議会は、第1条の目的を達成するために、概ね次に掲げる事業を行う。

- (1) 話し合い学習に関すること。
- (2) 講演会、研修会の開催に関すること。
- (3) 選挙資料を作成し、配布すること。
- (4) 選挙時における啓発事業の計画及び推進に関すること。
- (5) その他目的達成上必要な事項。

（組 織）

第3条 協議会は、委員若干人で組織する。

2 委員は、学識経験者及び自治組織、男女共同参画協議会、老人クラブ連合会、民生委員・児童委員協議会、公民館館長会、公民館主事会、その他公共的団体の代表者並びに早良区選挙管理委員等とする。

（役 員）

第4条 協議会に次の役員を置く。

会 長	1 人
副 会 長	2 人

2 会長及び副会長は、協議会において委員の中から互選する。

（委員の就任及び辞任）

第5条 委員への就任にあたっては就任承諾書、辞任にあたっては辞任届を、各々福岡市早良区選挙管理委員会事務局に提出するものとする。

（役員の職務権限）

第6条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代行する。
- 3 会長は、副会長の会長の職務代理の順序を決めておかなければならない。

（任 期）

第7条 協議会の役員及び委員の任期はいずれも2年とし、後任者が選任されるまで在任する。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した役員及び委員の任期は、いずれも前任者の残任期間とする。

（会 議）

第8条 協議会の会議は、必要に応じ会長または福岡市早良区選挙管理委員会事務局長が召集する。

2 協議会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（他の機関との関係）

第9条 協議会が第4条に規定する事業を実施するにあたっては、早良区選挙管理委員会及び福岡市明るい選挙推進協議会と密接な連絡協調をはかるものとする。

（事務局）

第10条 協議会の事務局は、福岡市早良区選挙管理委員会事務局に置く。

（経 費）

第11条 協議会の経費は、区選挙管理委員会の常時啓発費をもって充てる。

（その他）

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この規約は昭和57年11月18日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は平成4年11月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規約は平成7年2月28日から施行する。

（経過措置）

2 第9条の変更に伴い、平成7年2月28日からの委員任期は平成8年5月31日までとする。

附 則

（施行期日）

1 この規約は平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 第9条の第7条への改正に伴い、平成24年6月1日以降に就任する委員の任期は、平成26年5月31日までとする。

(2) 今後の委員会開催予定について

開催回	会議の別	月 日	時 間	場 所
第 11 回	臨時	7 月 7 日 (木)	午後 6 時	早良区役所応接室
第 12 回	臨時	7 月 10 日 (日)	午前 10 時	
第 13 回	定例	8 月 19 日 (金)	午前 10 時	